

ホームページをリニューアルしました。
<https://aiseien.net>



愛生苑のご紹介

1



社会福祉法人柏芳会 記念福祉事業会

2026.8.24

職員配置と有資格者

入苑定員：100名
入苑者数：78名
緊急入所：0名（8/24現在）

職員配置

- 施設長（苑長）1名
- 主任生活相談員 1名
- 生活相談員 2名
- 主任支援員 1名
- 支援員 8名
- 栄養士 1名
- 看護職員2名
- 主任事務職員1名
- 事務職員 1名

有資格者

- 介護支援専門員
- 社会福祉主事
- 介護福祉士
- 2級ホームヘルパー
- 1級訪問支援員
- 看護師（准看護師含む）
- 栄養士
- 社会福祉士
- 精神保健福祉士

年間行事と生活時間

年間行事

月	行事
4月	チューリップ・藤の花見学 健康診断
5月	
6月	避難訓練（水害・火災・地震）
7月	七夕
8月	夏祭り
9月	敬老会・慰問
10月	健康診断
11月	穎田文化祭（作品出展） インフルエンザ予防接種
12月	クリスマス会・忘年会 避難訓練（火災）
1月	初詣
2月	観梅 ひなの祭り（作品出展）
3月	避難訓練（火災）

- ・毎月、誕生祝食と誕生者へのプレゼント。
- ・毎月、お楽しみランチ、イベント食あり。
- ・穎田公民館活動などの地域の催しへの参加

生活時間

時 間	行 動
6時	起床、歯磨き、洗面、居室の掃除
7時40分	朝食
9時	ラジオ体操
10時	クラブ活動等
11時40分	昼食
14時30分	おやつ
16時40分	夕食
18時	就寝の用意（歯磨き・着替え）
21時	消灯

○テレビ視聴・・・22時まで可能、18時以降はイヤホンを使用してください。

○入 浴 ……12時30分～15時30分 （月・水・金）順番制
男性⇒3階、女性⇒2階

○洗 濯 ……6時～17時
＊洗濯洗剤の配布は月1回です。

○食 事 ……朝食（7:40） 昼（11:40） 夕食（16:40）
＊出来るだけ毎食後に歯磨きをするよう心がけましょう。
＊食事については、医師の指示もしくはアレルギーのための対応は可能です。お粥への変更も可能です。

○生 活 ……苑の基本的な生活時間を守りましょう。
＊居室の掃除は、毎日行ってください。できない方は生活支援員がお手伝いします。

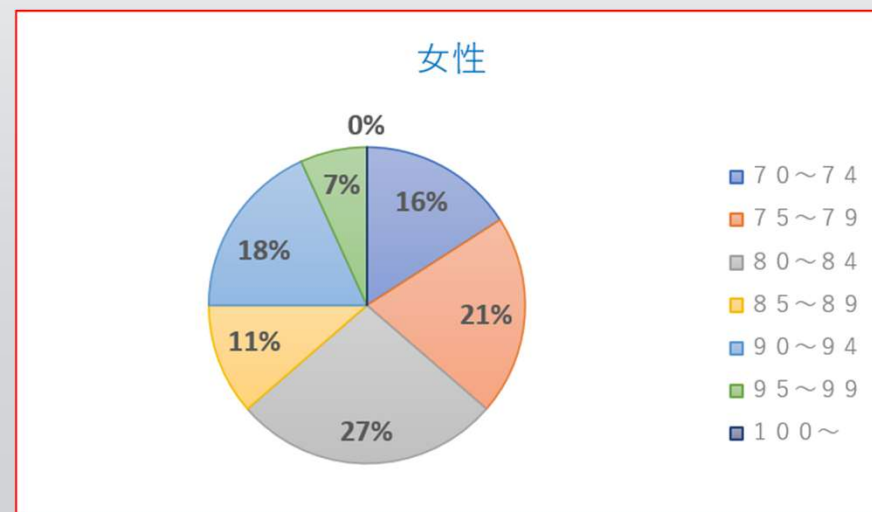
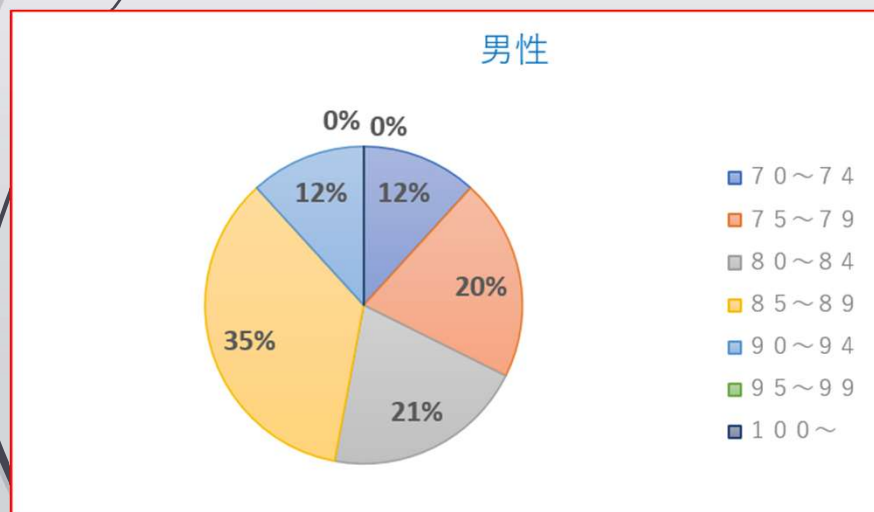
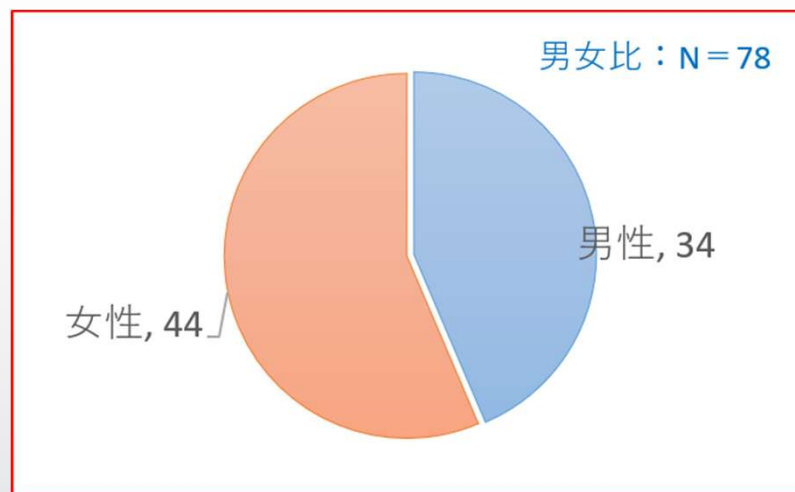
入苑者数と構成比

R8/4/1~R8/8/24推移

入苑：男性4名 女性1名

退苑：男性6名 女性2名

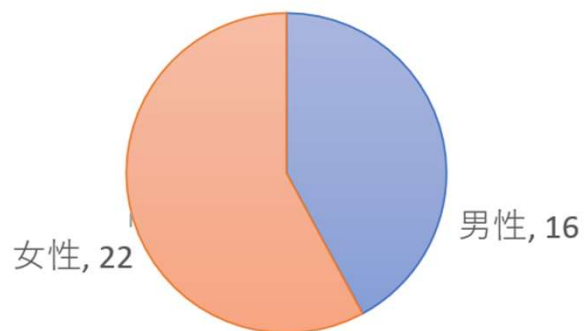
短期：男性1名 女性3名



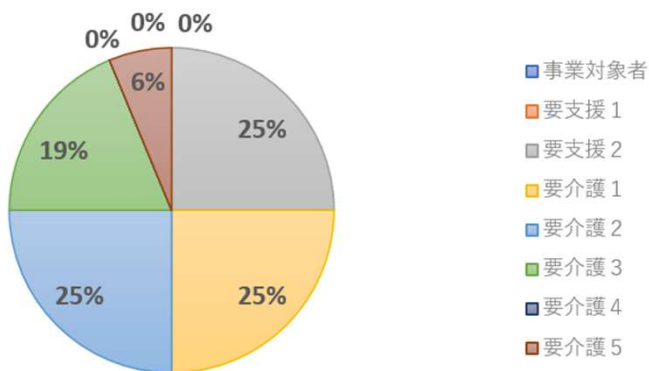
介護等認定者数

認定等の割合（38名/78名：48%）

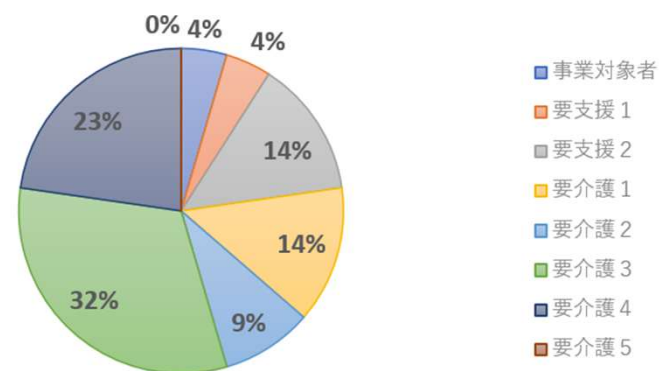
要介護等認定者 n = 38



男性

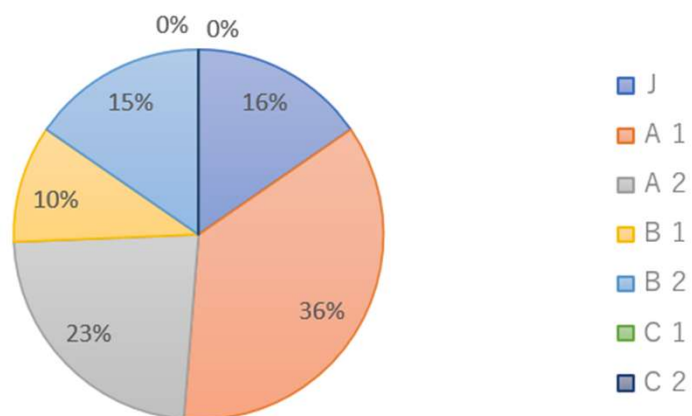


女性

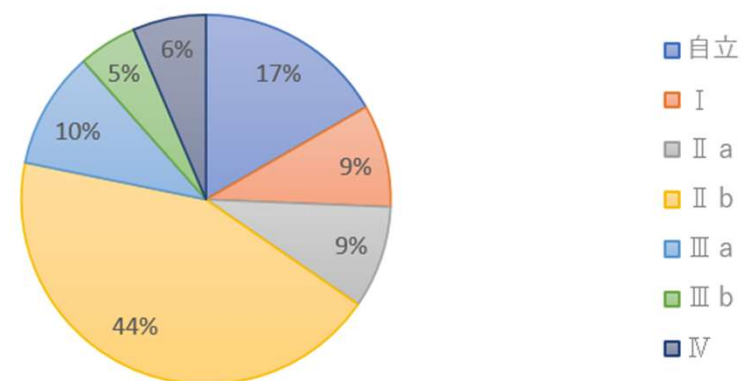


日常生活自立度

障害高齢者の日常生活自立度 n = 78



認知症高齢者の日常生活自立度 n = 78



入苑者の抱える疾患や医務室の支援

入苑者の主な疾患

- ▶ 糖尿病
- ▶ 高血圧
- ▶ アルツハイマー型認知症 認知症
- ▶ アルコール依存症
- ▶ 肺気腫 呼吸器疾患
- ▶ 各種がんの術後 胃がん
- ▶ 精神発達遅滞 統合失調症
- ▶ 関節疾患 骨粗しょう症
- ▶ 腎機能障害
- ▶ 排尿機能障害
- ▶ 慢性心不全

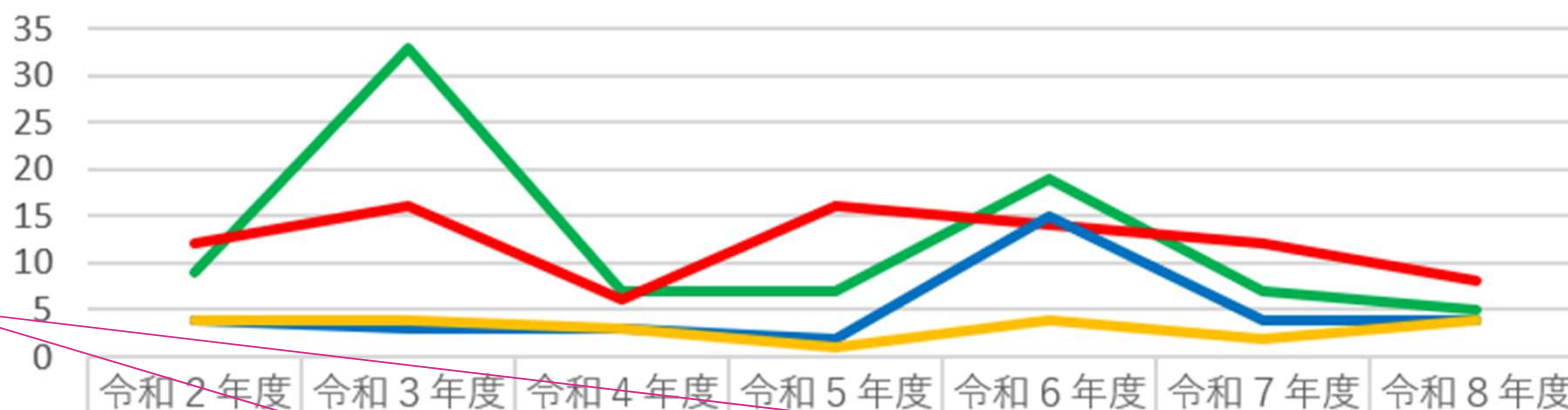
医務室での支援

- ▶ 服薬管理
- ▶ 健康相談
- ▶ 定期診察補助・管理
- ▶ 受診同行
- ▶ 創傷処置
- ▶ フォーレ等の管理
- ▶ インスリン管理
- ▶ 在宅酸素管理
- ▶ 透析患者の支援

入退苑者の推移

2026.8.24

入退苑者推移



他施設閉鎖による
受け入れ増

入苑者数

退苑者数

飯塚市入苑者数

緊急短期入所数

措置自治体一覧

2026年8月24日現在

定員	福岡市全体	北九州全体	宗像市	志免町	糸島市	飯塚市	田川市	嘉麻市
100	1	9	10	2	1	36	0	3
現況人数	宮若市	行橋市	小竹町	苅田町	添田町	福智町	うきは市	小値賀町
78	2	3	2	1	1	5	1	1

愛生苑の特徴

（入苑者にとって良いところ）

①隣接地に潁田病院があるため、医療ケアを受けやすい。

（協力医療機関：潁田病院 飯塚病院（救命センター含む））

②比較的市街地にあるため、入苑者が個別で行動しやすい。

③全室個室ユニットであり、プライバシーが保ちやすい。

④職員が元気で家庭的（諸説あり）。

⑤食事がおいしい、イベントが多い（諸説あり）。

（施設として苦しいところ）

①入苑理由として、虐待（ネグレスト・暴力）、DV案件が増えている。

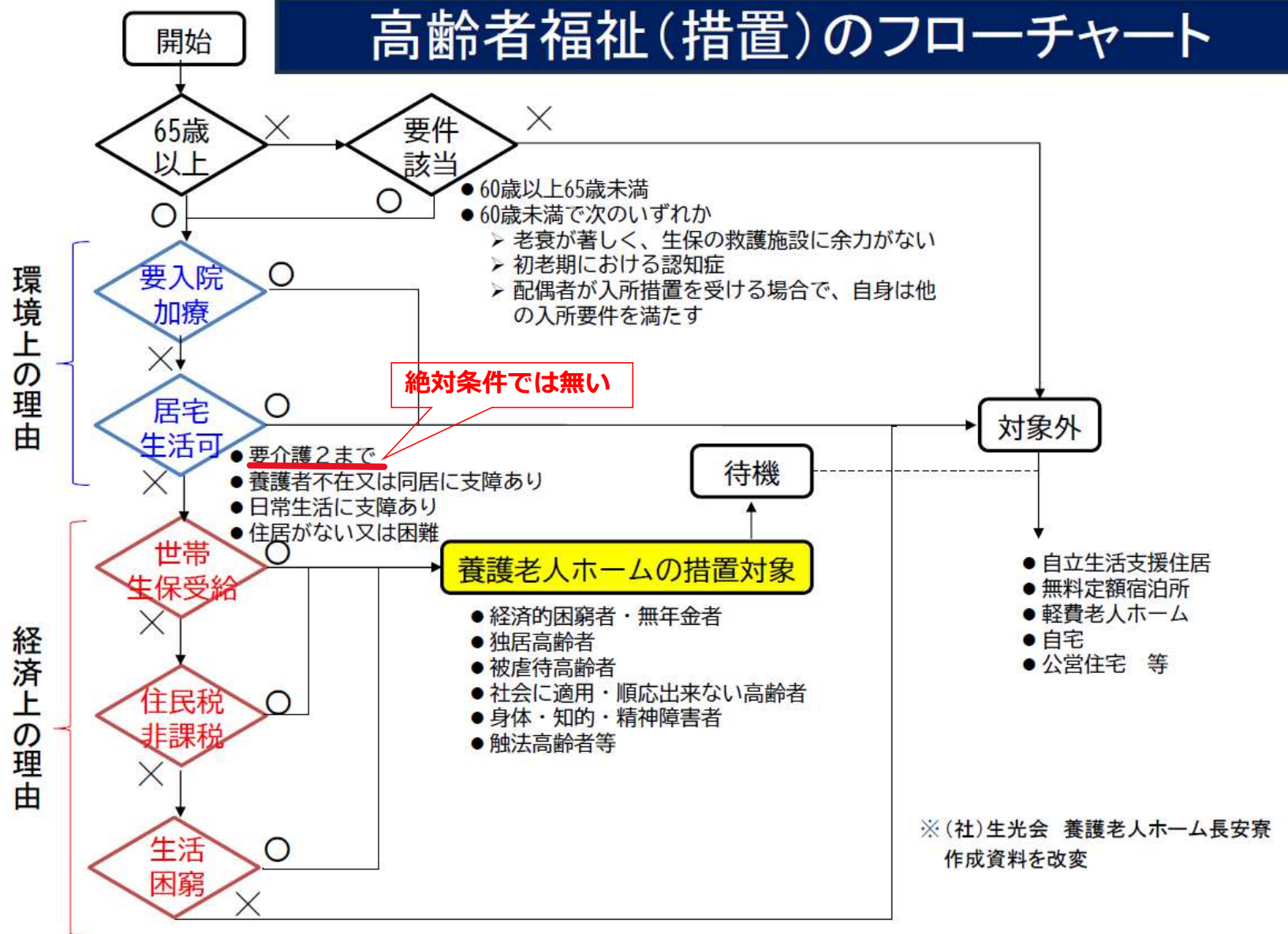
②長期入苑者の高齢化が顕著になって来ている。

③介護支援や医療支援が必要な入苑者が増えてきている。

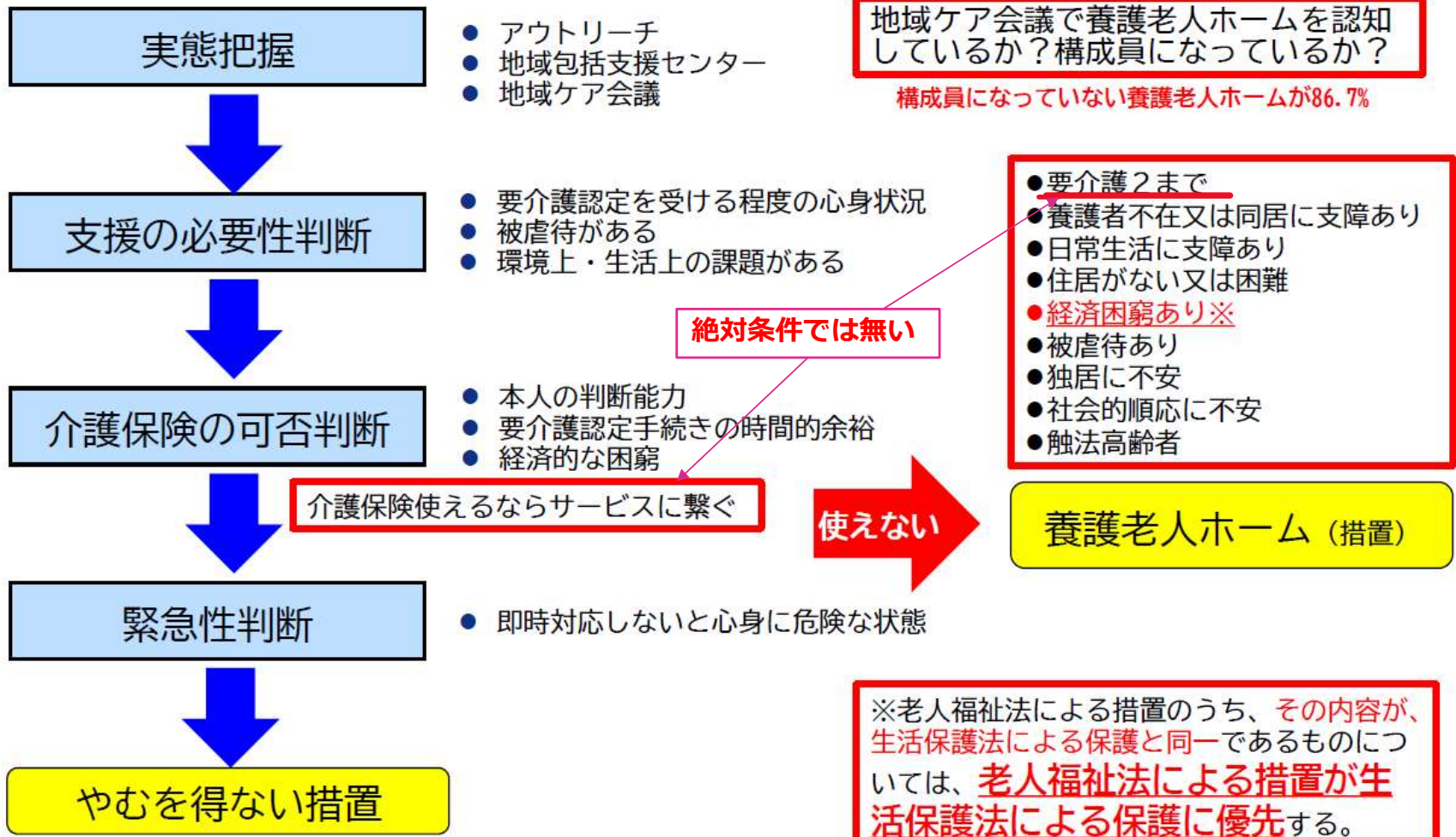
④入苑措置件数が減少している。

⑤入苑者の実態と職員配置基準がマッチング出来なくなっている。

高齢者福祉(措置)のフローチャート



高齢者の課題発見と支援のフロー



高齢者の経済困窮に対する法令上の整理

生活保護

1 生活扶助		衣食、その他日常生活に必要な費用
2 住宅扶助		家賃（更新料等含む）、地代、住宅補修等に必要な費用
3 教育扶助		学用品費・給食費等、義務教育を受けるのに必要な費用
4 医療扶助		けがや病気の治療に必要な費用
5 介護扶助		介護を受けるために必要な費用
6 出産扶助		出産に必要な費用
7 生業扶助		技能修得や高等学校等の就学に必要な費用
8 葬祭扶助		葬祭に必要な費用 （葬祭を行う扶養義務者がなく、保護を利用している方が葬祭を行う必要がある場合の費用、など）

老人福祉法に基づく措置を優先
（養護老人ホーム、
やむを得ない措置）

生活保護法に基づく生活保護で支援

（例）
経済困窮あり、要介護2
食事・排泄に介助が必要

×生活保護で住宅扶助、生活扶助、
介護扶助を受けて介護付き有料老人
ホームに入居

○養護老人ホームの利用

養護老人ホームの概要

1. 制度の目的

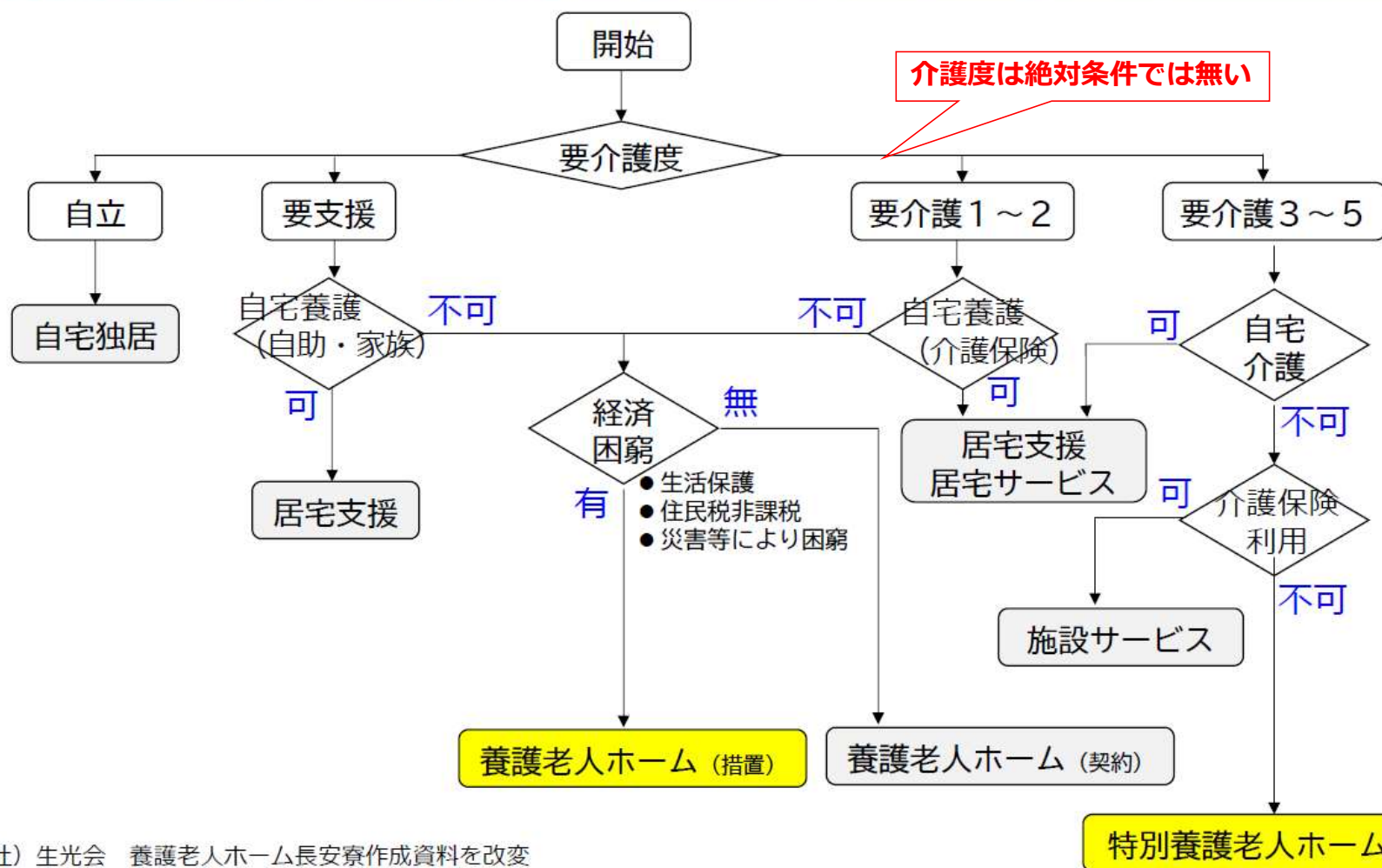
- 65歳以上の者であって、**環境上の理由**及び**経済的理由**により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う措置施設。（老人福祉法第20条の4）
- 設置に当たっては、市町村は都道府県知事への届出、社会福祉法人は都道府県知事の認可が必要。

（措置の理由）

- ・ 環境上の理由とは、家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合
- ・ 経済的理由とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割を課されていない場合等

- 課題を抱える方への支援の選択肢として、養護老人ホームがあることをご理解ください。
- 経済困窮の方への支援として、生活保護の利用から検討するのではなく、養護老人ホームでの課題解決をご検討ください。

養護老人ホーム入所のフローチャート



養護老人ホームの入所者像〔一部〕

2 無年金など経済的に困窮した方

4 要支援者

6 身体的な障害をお持ちの方

8 他の法律に基づく施設に入所できない高齢者

10 以前に犯罪を犯した方

1 独居の高齢者

3 虐待を受けている高齢者

5 要介護者

7 認知症や、精神的な障害をお持ちの方

9 ホームレスの方

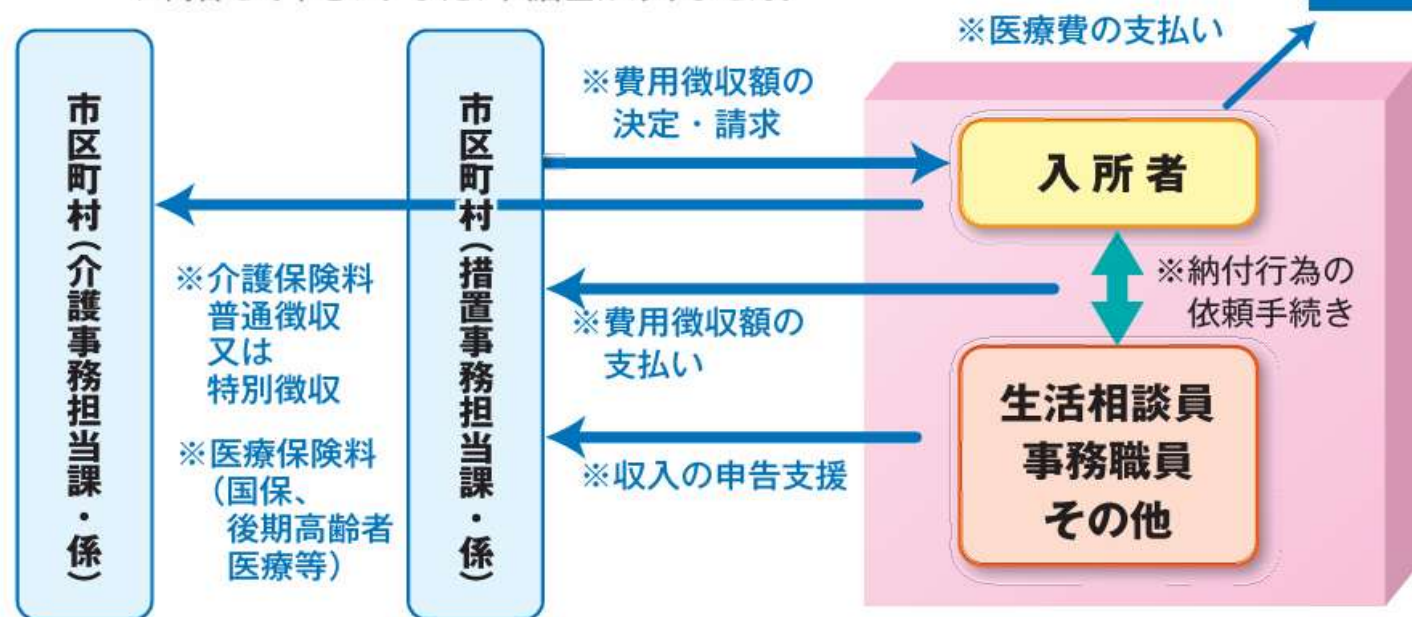
11 賃貸住宅から立ち退きを受けた方

費用はどれくらい？



1 全体的な流れ（別紙もご参照ください）

前年度の収入によって負担額は変わります。詳しくは自治体（市町村）に問合せ下さい。また、入居金はありません。

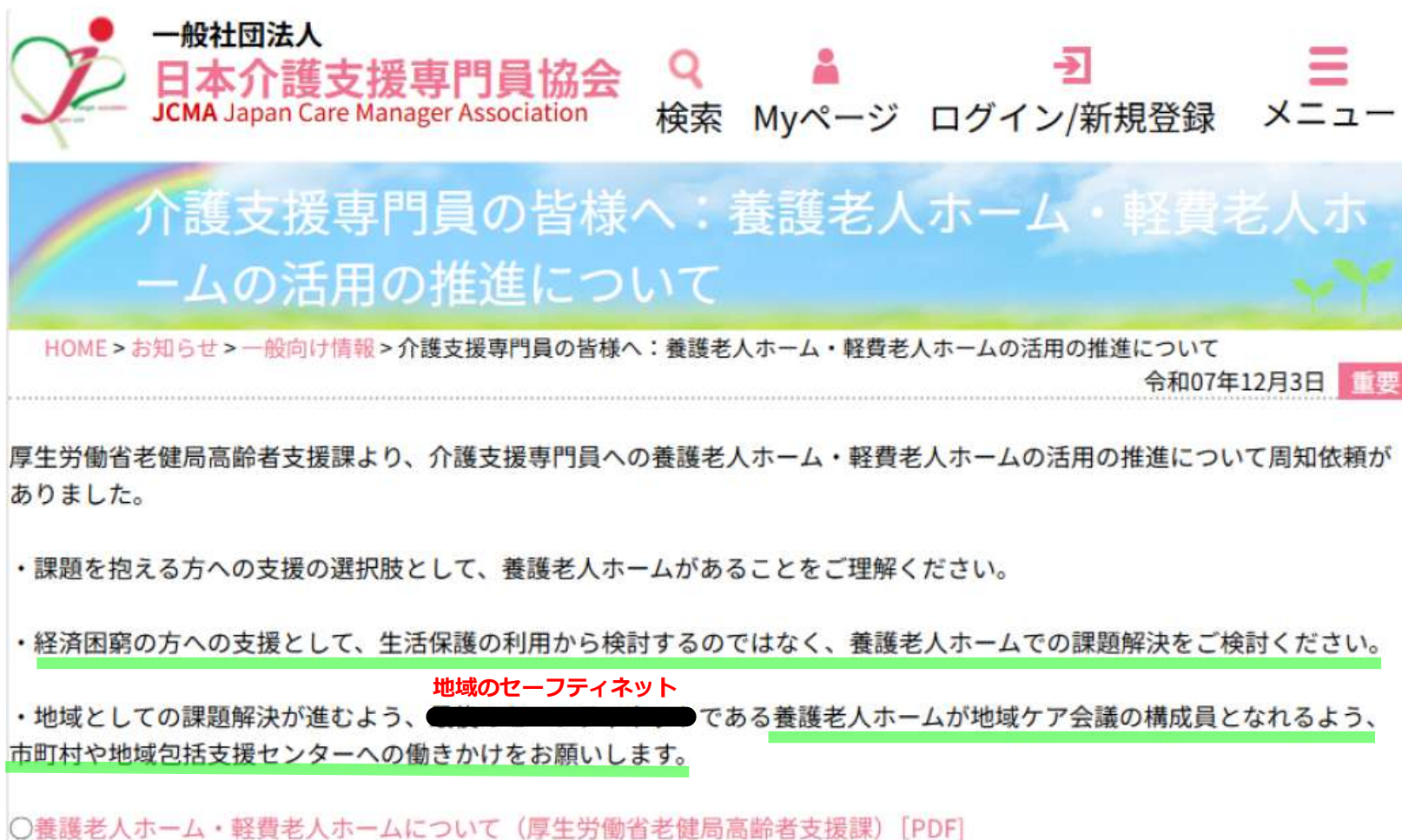


※費用徴収額→前年度の個人の収入(公的年金等)から必要経費(医療費・社会保険料等)を差し引いた金額を階層表に当てはめ算出した額になります。

※毎年3月から4月に各福祉事務所よりの求めに応じて施設より収入の申告をし、6月に決定後7月より1年間同金額を毎月個人が、各市区町村（福祉事務所）に支払います。

4-2. 厚生労働省からケアマネ協会への養護軽費の活用の推進依頼

- 厚労省担当者からケアマネ協会側へ相談した結果、理解促進に向けた協力について理事会で承認され、必要な資料等をメールリストやホームページで周知された



一般社団法人
日本介護支援専門員協会
JCMA Japan Care Manager Association

検索 Myページ ログイン/新規登録 メニュー

介護支援専門員の皆様へ：養護老人ホーム・軽費老人ホームの活用の推進について

HOME > お知らせ > 一般向け情報 > 介護支援専門員の皆様へ：養護老人ホーム・軽費老人ホームの活用の推進について
令和07年12月3日 重要

厚生労働省老健局高齢者支援課より、介護支援専門員への養護老人ホーム・軽費老人ホームの活用の推進について周知依頼がありました。

- ・課題を抱える方への支援の選択肢として、養護老人ホームがあることをご理解ください。
- ・経済困窮の方への支援として、生活保護の利用から検討するのではなく、養護老人ホームでの課題解決をご検討ください。
- ・地域としての課題解決が進むよう、地域のセーフティネットである養護老人ホームが地域ケア会議の構成員となれるよう、市町村や地域包括支援センターへの働きかけをお願いします。

○養護老人ホーム・軽費老人ホームについて（厚生労働省老健局高齢者支援課）[PDF]

養護老人ホームを活用してください。

養護老人ホームは、市町村による措置によって入所が決定されます。最終的な入所措置決定には様々な条件がありますので、市町村窓口での確認が必要です。

しかし、支援の現場で発生する多くの事例は、早急に福祉的な介入が必要な事もあるかと思ひますし、厚生労働省も総務省も養護老人ホームの積極的な利用を推奨しています。

愛生苑の役割として、皆さんが抱えるケースが養護老人ホーム入所の対象になるかどうかの相談をお受けすることが出来ます。また、緊急の場合はショートの利用も可能です。（市町村の決定が必要です）

1人でも多くの高齢者が、穏やかな人生の終焉を迎えられるように私たちも支援を行いたいと思ひますので、ぜひ協働をお願いします。

（ご相談は遠慮なく下記相談員へお願いします）

○城（じょう） ○前野（まえの） ○浦野（うらの）

愛生苑

0948-96-3000